

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

食料・農業・農村基本法の改正

農政の憲法とも呼ばれ、法律制定から25年ぶりに改正。食料情勢の変化や気候変動などを踏まえ、基本理念に「食料安全保障の確保」を規定する等の見直しを行った。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/17(月) 仏滅 所得税の予定納税額の通知

18(火) 大安

19(水) 赤口

20(木) 先勝 東京都・鹿児島県知事選告示、ゴルフ全米女子プロ

21(金) 友引 夏至

22(土) 先負 天皇・皇后両陛下英国訪問(～29日)

23(日) 仏滅 国会会期末、沖縄全戦没者追悼式

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

6/10(月) 39,038 △354 156.99 ▼1.58

11(火) 39,135 △97 157.34 ▼0.35

12(水) 38,877 ▼258 157.26 △0.08

13(木) 38,720 ▼157 157.26 ± 0

14(金) 38,815 △95 157.66 ▼0.40

イベント入場券に係る税務上の取扱い

来年4月に大阪・関西万博が開催される予定です。

◆大阪・関西万博の入場チケットの取扱い

現在、大阪・関西万博の入場チケットが販売されていますが、企業がチケットを購入した場合は、原則として次のように取扱われます。

①法人が販売促進等の目的で当該チケットのみを取引先等に交付する場合、当該入場チケットの購入費用は交際費等に該当せず、販売促進費等として損金算入できます。

②企業等が従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合、当該入場チケットの購入費用及び見学のために通常要する交通費、宿泊費等は、福利厚生費に該当し、損金算入できます。

◆チケットを割引購入した場合の仕入税額控除

企業が福利厚生としてイベントのチケット(物品切手等)を購入した場合、そのチケットに係る課税仕入れは購入時ではなく、従業員等がイベントを観覧(引換給付)した時に課税仕入れを計上し、仕入税額控除の適用を受けることになります。その際、仕入控除税額は実際に支払ったチケットの購入金額にかかわらず、受領したインボイスに記載された金額を基礎として算出します。

例えば、チケットを割引価格で購入した場合、インボイスに記載された金額により仕入控除税額を算出し、購入金額との差額を雑収入等(消費税課税対象外の売上)として計上しますが、購入金額により仕入控除税額を算出する方法も認められます。また、割増価格にて購入した場合には、インボイスに記載された金額を上限として仕入控除税額を算出することとなります。

■この記事の詳細は、情報BOX201523

今後の中小企業資金繰り支援について

新型コロナに焦点を当てた資金繰り支援の「コロナセーフティネット保証4号」や「コロナ借換保証」は今月末で終了となります(能登半島地震の被災地域は「コロナ借換保証」を継続)。

また、「コロナ経営改善サポート保証」や、日本公庫等の「コロナ特別貸付」、「コロナ資本金劣後ローン」は本年12月末まで延長となります。

なお、関係省庁が連携して公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指し、中小企業活性化協議会等を通じて事業再生の可能性が高く必要と判断した中小企業の情報を公租公課の徴収現場(税務署や年金事務所等)や金融機関等で共有する「事業再生情報ネットワーク」の運用が開始されます。

国外財産調書・財産債務調書の提出期限

一定財産を有する場合の国外財産調書及び財産債務調書の提出期限は「その年の翌年6月30日」に変わり、令和5年分は本年7月1日が期限です。

国外財産調書は年末時点で5千万円超の国外財産を保有している方が提出します。また、財産債務調書は①その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万円超で、かつ、年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方、又は②年末時点で10億円以上の財産を有する方、に該当する場合は提出が必要となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

イベントチケット等（物品切手等）を購入した場合の税務上の取扱い

◆大阪・関西万博の入場チケット購入費用に係る税務上の取扱い

大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）が令和7年4月13日～10月13日まで大阪の夢洲で開催されます。大阪・関西万博の入場チケット（電子チケット）は日本国際博覧会協会の公式販売Webサイト及び協会と契約した販売事業者の窓口・Webサイトから購入できます。

◎万博の入場チケット購入費用に係る税務上の取扱い

大阪・関西万博の入場チケットの購入費用について、税務上の取扱いは次のようになります。

①法人が販売促進等の目的で当該チケットのみを取引先等に交付する場合の当該チケットの購入費用については、交際費等に該当せず、販売促進費等として処理することができます。

②企業等が従業員の慰安会、レクリエーション等として博覧会を見学させる場合の当該入場券の購入費用及びその見学のために通常要する交通費、宿泊費等については、福利厚生費に該当します。なお、従業員の家族を含めて実施した場合も同様となります。

◆物品切手等により課税仕入れを行った場合の課税仕入れの時期や仕入控除税額

◎課税仕入れの時期

物品切手等による引換給付として課税仕入れを行った場合、当該物品切手等に適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）が記載されているものが、役務又は物品の引換給付を受ける際に適格請求書発行事業者により回収される場合、自ら引換給付を受けるものについては、物品切手等の購入（対価の支払）時に課税仕入れとして計上した上で、一定の事項を記載した帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができますが、それ以外の物品切手等に係る課税仕入れは、購入時ではなく、適格請求書等の交付を受ける引換給付の時に計上し、仕入税額控除の適用を受けることとなります（一定の事項を記載した帳簿及び当該適格請求書等の保存が必要）。

◎仕入控除税額

適格請求書等保存方式において、仕入税額控除の適用を受けるためには原則として、適格請求書等の保存が必要となりますので、物品切手等の取得（購入）に要した金額の如何にかかわらず、当該適格請求書等に記載された金額を基礎として仕入税額控除の適用を受けることとなります。

例えば、イベントのチケットを割引価格にて購入した場合は、受領した適格請求書等に記載された金額により仕入控除税額を算出し、実際に支払った金額との差額を雑収入等（消費税課税対象外の売上げ）として計上することとなりますが、実際に支払った金額により、仕入控除税額を算出することとしても差し支えありません。

他方、割増価格にて購入した場合には、受領した適格請求書等に記載された金額を上限として仕入控除税額を算出することとなります。

【チケットを割引価格で購入し、福利厚生目的で従業員に利用させた場合のイメージ】

例：購入金額 11,000 円、適格請求書等に記載された金額 13,200 円

貯蔵品	11,000 円	現金	11,000 円
福利厚生費	12,000 円	貯蔵品	11,000 円
仮払消費税等	1,200 円	雑収入（課税対象外）	2,200 円

⇒仕入控除税額 1,200 円（適格請求書等に記載された消費税額等）

又は

貯蔵品	11,000 円	現金	11,000 円
福利厚生費	10,000 円	貯蔵品	11,000 円
仮払消費税等	1,000 円		

⇒仕入控除税額 1,000 円（購入金額×10/110で算出）

【チケットを割増価格で購入し、福利厚生目的で従業員に利用させた場合のイメージ】

例：購入金額 13,200 円、適格請求書等に記載された金額 11,000 円

貯蔵品	13,200 円	現金	13,200 円
福利厚生費	10,000 円	貯蔵品	13,200 円
福利厚生費（控除対象外）	2,200 円		
仮払消費税等	1,000 円		

⇒仕入控除税額 1,000 円（適格請求書等に記載された消費税額等）